

安曇野市議会改革委員会設置要綱

平成 24 年 6 月 6 日 議長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、安曇野市議会の活性化を図るとともに、「開かれた議会」を目指し、分りやすく、親しみやすい議会にするため、安曇野市議会改革委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査、研究及び協議を行う。

- (1) 議会基本条例に関すること。
- (2) 議員定数に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、議会改革に関して必要と認める事項

(委員会の構成)

第 3 条 委員会の委員は、議員 13 人で構成する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の所掌事務が決定し、議長に報告書を提出するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長 1 人、副委員長 2 人を置く。

- 2 正副委員長は委員の中からこれを互選し、委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(オブザーバー)

第 7 条 議長及び副議長は、オブザーバーとして、会議に出席することができる。

附 則

この要綱は、平成 24 年 6 月 6 日から施行する。